

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援 重要事項説明書

1 指定居宅介護支援を提供・実施する事業者について

(1) 事業所の所在地等

所在地	〒990-0047 山形県山形市旅籠町一丁目7番23号			
	電話番号	023-615-7216	FAX	023-634-3466
法人名称	社会医療法人 松柏会			
代表者名	理事長 中島 幸裕			
事業者名称	至誠堂ケアプランセンター みらい管理者 大澤 康子 (印)			

(2) 事業の目的

至誠堂ケアプランセンターみらい（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある者に対し、適正な居宅介護支援を提供する事を目的とします。

(3) 運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員等は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、適正な居宅介護支援を提供します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、その選定理由についても十分に説明を行います。
- ③ 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立を旨といたします。
- ④ 運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努めます。
- ⑤ 居宅介護支援の事業は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

2 職員体制

(1) 管理者（主任介護支援専門員） 1名（常勤兼務）

管理者（主任介護支援専門員）は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

(2) 介護支援専門員 4名（常勤専従3名 管理者と兼務1名）

介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供（後項5を参照）を行います。

3 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとします。ただし、祝祭日及び12月31日から1月3日までは休業とします。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとします。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

4 通常の事業の実施地域

通常の事業実施地域は、山形市、山辺町、中山町、上山市、天童市の区域とします。

5 居宅介護支援の提供方法及び内容

(1) 居宅サービス計画作成に関する業務を行います。

(2) 前項に関わり、指定居宅サービス事業者その他の者との連携調整その他の便宜の提供及び介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行います。

(3) 居宅サービス計画の作成にあたり、利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能です。また、利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由を求めることも可能です。

(4) 要介護認定に係る申請等について援助、協力を行います。

(5) 相談を受ける場所は、居宅介護支援事業所内の相談室、利用者やその家族宅、その他面接を行うにあたり適切な場所とします。

(6) 要介護認定機関中は少なくとも1月に1回居宅へ訪問いたします。それ以外にも、利用者からの依頼や業務遂行に不可欠と認められ、利用者の承諾を得た場合に訪問することがあります。

(7) 課題分析の手順は、居宅サービス計画ガイドライン方式とします。

6 利用料金

以下の通り、厚生労働大臣の定める基準による金額となります。ただし要介護認定を受けられ介護保険適用となる場合には、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。

(1) 基本報酬

居宅介護支援費 I

要介護 1・2 10,860円/月

要介護 3・4・5 14,110円/月

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

① 初回加算：3,000円/月

- 新規に居宅サービス計画を作成した場合
- 要介護状態区分が2区分以上の変更された場合

② 特定事業所加算(Ⅱ)：4,210円/月

- 中重度や支援困難ケースへの積極的な対応
- 定期的な研修や会議の実施による、質の高いケアマネジメントの提供
- 必要に応じ、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成
- 人員配置要件を満たし、人材育成に関する協力体制を整備
- 多様化、複雑化する課題に対応すべく、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修への参加

③ 入院時情報連携加算：

入院時情報連携加算(Ⅰ)：入院当日（営業時間終了後及び営業日以外の場合、その翌日、及び入院日以前含む）に情報提供

250円/月

入院時情報連携加算(Ⅱ)：入院日翌日又は翌々日（営業時間終了後の場合、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日

を含む）に情報提供 200円/月

- 利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者の心身の状況や、生活環境等必要な情報を提供した場合

④ 退院・退所加算（入院または入所期間中につき1回を限度）：

カンファレンス参加 無 連携1回 4,500円

連携2回 6,000円

カンファレンス参加 有 連携1回 6,000円

連携2回 7,500円

連携3回 9,000円

- ・退院又は退所にあたり、医療機関や介護保険施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合
- ・必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する場合

⑤ ターミナルケアマネジメント加算：4,000円/月

- ・医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重し、利用者及び家族の同意を得たうえで必要に応じて複数回居宅を訪問。主治の医師らの助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等を把握し、多職種で連携を図り、利用者の生活の質を支えるための支援を提供した場合

⑥ 緊急時等居宅カンファレンス加算：2,000円/回（1月に2回を限度）

- ・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

⑦ 通院時情報連携加算：500円/月（利用者1人につき1回を限度）

- ・利用者が医療機関において医師及び歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師と情報連携を行い、その情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合

(3) その他

看取り期におけるサービス利用前の相談・調整に係る評価

- ・モニタリングやサービス担当者会議における検討等、ケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められる場合、基本報酬の算定を行う。

7 居宅介護支援の提供にあたって

- ① 利用者は、当事業所にて前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合や、同一事業者によって提供されたものの割合について、説明を求めることができます。遠慮なくお申し出ください。

② 面接について

少なくとも1月に1回、担当する介護支援専門員が居宅を訪問し面接することが義務付けられておりますが、定められた要件を満たす場合、テレビ電話装置等を活用して面

接を行うことで居宅の訪問を2月に1回とすることができます。希望される方はお申し出ください。

③ 入退院に伴う支援

病院等に入院された場合には、利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への意向を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要があります。この点についてご了承いただくとともに、病院等に入院する必要がある場合には、利用者又はご家族から担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただきますようお願いいたします。

退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始する際には、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえた支援を行います。

④ オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）での開催が可能です。その際、個人情報の取扱いに留意します。

⑤ 「人生の最終段階における医療・ケア決定プロセスに関するガイドライン」の活用

居宅介護支援開始期より、利用者とその家族とともに看取り期においての意思について十分な話し合いを行い、医師や他の関係者との連携が充実されることで、意向に沿った支援が提供されるよう努めます。

8 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。

9 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。

④ 介護サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で速やかにこれを関係市町村及び地域包括支援センター等に通報します。

1 0 身体拘束等の適正化

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
- ④ 利用者の安全確保優先等の理由により万一身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、委員会において検討します。

1 1 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2 秘密保持

介護支援専門員及び従業者は業務上知り得た利用者及び家族の情報を第三者にはもらしません。契約の終了後も同様です。

個人情報の取り扱いについては、契約時に文書にて説明の上、同意をお願いしています。

1 3 事故発生時の対応及び損害賠償

居宅介護支援の提供により事故が生じた場合には速やかに山形県及び関係市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。居宅介護支援の提供により損害が生じた場合にはその損害を賠償します。

また、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して事前に文章で説明した上で支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとします。

1.4 サービスの内容に関する相談・苦情窓口

下記のとおり、受付の窓口を設置します。

苦情や相談があった場合、担当者はしっかりとお話を伺い、その内容を真摯に受け止め個人情報の取り扱いについて十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを職員全員で検討します。

担当窓口	至誠堂ケアプランセンター 未来受付時間 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分 (祝祭日及び12月31日から1月3日は除く) 担当者 大澤 康子 023-615-7216
------	---

※上記以外

◦お住いの市町村の介護保険窓口

山形市 023-641-1212

天童市 023-654-1111

上山市 023-672-1111

中山町 023-662-2456

山辺町 023-667-1107

◦山形県国民健康保険団体連合会

0237-87-8006